

入札説明書

この入札説明書は、デジタル顕微鏡に関する入札執行及び契約締結について、入札参加者及び契約締結社が留意すべき事項を記したものであり、入札参加者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

公 告 日 令和6年7月1日

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 購入物品及び数量 | デジタル顕微鏡 20 台 |
| (2) 仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和6年8月6日(火) |
| (4) 納入場所 | 佐賀県伊万里市二里町大里甲 2600 番地 佐賀県立伊万里高等学校 |

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、条件付き一般競争入札とする
- (2) 入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

なお、当該入札資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入の上、アの場所に提出し、令和6年7月12日(金)の入札書提出までに競争入札参加資格の確認を受けること。

(ア) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当(新館2階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(イ) 申請書様式の入手先

(ア) の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

イ 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等(県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数が50人以上の者)を有する者であること

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の

決定後、佐賀県知事が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

キ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加停止又は指名停止処分を受けている者若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

ク 自己または自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員で亡くなった日から 5 年を経過しない者。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 848-0032

佐賀県立伊万里高等学校 事務室

電話番号 0955-23-3101

FAX 番号 0955-20-1001

電子メールアドレス imarikoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 6 年 7 月 5 日（金）まで佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）、営業概要書（別紙様式 2）をイの期限までに、3 の（1）の担当課まで郵送し、又は持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、書留郵便により、「デジタル顕微鏡 20 台の物品調達に係

る書類在中」と封書の表に朱書きし、提出期限までに必着のこと。

なお、入札参加資格確認申請書の提出時点で2の(1)の資格のない者は、入札の日時までに2の(2)のアの確認を受けたことがわかる書面を入札書とともに提出すること。

また、入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

イ 提出期限 令和6年7月8日(月)午後3時

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

ウ 仕様書に示す参考品以外の物品で入札に参加しようとする者は、応札しようとしている物品についてカタログ又は応札仕様書等を添付の上、同等品承認申請書を令和6年7月8日(月)午後3時までに、3の(1)の担当課へ持参又は郵送すること。提出された資料を審査の上、同等品と認められた物品に限り、入札の対象物品とする。

エ 入札参加資格及び同等品承認申請の確認結果は、令和6年7月9日(火)までに電子メールで通知する。

(4) 入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続き等に関する質問については、質問書(別紙様式5)に質問内容を記載し、令和6年7月8日(月)午後3時までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は同年7月9日(火)までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請書を提出したものに電子メールで行う。

(5) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年7月12日(金) 午後4時

イ 場所 佐賀県伊万里市二里町大里甲2600番地
佐賀県立伊万里高等学校 多目的教室

なお、変更の場合は入札参加者に対し別途連絡する。

(6) 入札書の提出方法

入札書(別紙様式3)を持参すること。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人またはその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状(別紙様式4)を提出するものとする。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の110に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始の「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前の(1)の部局に確認すること。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当するもの行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名及び陰影について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札価格の記載において3の(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者
- キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条により取り消すことが認められるものを提出した者
- コ 1人で2以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のない者
- シ アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。
- オ 入札は2回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- カ 落札者となるべき者の当該入札価格では、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととな

るおそれがある等、著しく不適當であると認められるときは、調査の上、その者を落札者としな
いことがある。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。
- (3) 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
- (4) 落札者は契約書を作成し、県に提出しなければならない。
- (5) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令、規則の定めるところによる。
- (7) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (8) 談合どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがある。
この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行う。
- (9) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について、本件手続き以外の目的に供してはならない。
- (10) この入札に関する手続きに要する費用の一切は参加希望者の負担とする。